

第4期 金ヶ崎町
耐震改修促進計画

令和8年 3月

岩手県 金ヶ崎町

目 次

| | |
|---------------------------------------|---|
| 第4期金ヶ崎町耐震改修促進計画の概要 | 1 |
| 序章 はじめに | 2 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 策定の経緯 | 2 |
| 3 計画の性格 | 2 |
| 4 計画の期間 | 2 |
| 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 | 3 |
| 1 想定される地震の規模、被害の状況 | 3 |
| 2 耐震化の目標等 | 3 |
| (1) 住宅 | 4 |
| (2) 公共建築物 | 4 |
| 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | 5 |
| 1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針 | 5 |
| (1) 役割分担の考え方 | 5 |
| (2) 金ヶ崎町の施策の推進方針 | 5 |
| 2 金ヶ崎町が取り組む具体的施策の方向 | 6 |
| (1) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための支援 | 6 |
| (2) 耐震対策推進に向けた関係団体等との連携による所有者等への普及・啓発 | 7 |
| 【参考資料】 | |
| ◎凡例・用語 | 8 |
| ◎地域防災に関する地図 | 9 |

第4期金ヶ崎町耐震改修促進計画の概要

1 計画策定の趣旨

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）において市町村が耐震改修促進計画を策定するよう努めるものとされたことにより、平成19年に金ヶ崎町耐震改修促進計画を策定した。金ヶ崎町において建築物の耐震診断・耐震改修の促進は引き続き取り組むべき重要な課題であることから、継続的に建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るため、第4期金ヶ崎町耐震改修促進計画を策定するもの。

2 計画の期間

令和8年度～令和12年度

◎ 耐震化率の目標

| 用途等 | 令和5年度 | 令和12年度（目標） |
|-----|-------|------------|
| 住宅 | 81% | 85% |

◎ 耐震診断・耐震改修の目標

| 用途等 | 目標 |
|-----|--------------------|
| 住宅 | 令和12年度までに5戸以上実施する。 |

◎ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

○役割分担

所有者 自ら耐震化に取り込む
金ヶ崎町 所有者等への普及・啓発・支援等
建築関係団体等 普及・啓発や相談対応

○金ヶ崎町の施策

【方針1】 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための支援

【方針2】 耐震対策推進に向けた関係団体等との連携による所有者等への普及・啓発

序 章 はじめに

1 計画策定の趣旨

耐震改修促進法において、「市町村耐震改修促進計画」の策定をするよう努めるものとされたこと、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）等、全国各地で地震が発生しており、金ヶ崎町においても建築物の耐震診断・耐震改修の促進は引き続き取り組むべき重要な課題であることから、継続的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、「第4期金ヶ崎町耐震改修促進計画」を策定するものです。

2 策定の経緯

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。
この地震被害を受け、平成7年に「耐震改修促進法」が制定されましたが、その後も大地震が続発していること、法律の実効性を高めることなどから、平成17年に同法の一部が改正され、「都道府県耐震改修促進計画」の策定が規定されました。
- 金ヶ崎町においても、平成19年度から「金ヶ崎町耐震改修促進計画」を策定し、令和4年度から令和7年度までを第3期の計画期間として、建築物の耐震診断や耐震改修の計画的な促進に取り組んできたところです。
- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波だったため、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらし、津波による被害がなかった内陸市町村においても建築物に多大な被害が生じました。
- 昭和56年以前に建てられた住宅は建築から相当年数が経過しており、当時建設した所有者の高齢化が進行しています。そのため、多額の費用をかけて耐震工事を行い、長く住み続けようとする住民は限定的となっています。
- その後も全国で地震が発生していることから、建築物の耐震診断や耐震改修の促進に引き続き取り組むこととし、令和7年度までの計画を継承しながら、令和8年度からの新たな計画を策定することとしました。

3 計画の性格

- 本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づいて策定しており、金ヶ崎町の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。
- 金ヶ崎町の地震防災対策の基本は「金ヶ崎町地域防災計画」に記載されていることから、本計画の内容についても「金ヶ崎町地域防災計画」に反映させていきます。

4 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、23市町村が、地震防災対策推進地域に指定されています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 岩手県地域防災計画によれば、建物の全壊棟数は、最大で5,313棟（北上低地西縁断層群北部地震マグニチュード7.4想定）と想定されています。
- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）では、県内の最大震度は6弱を記録し、津波による被害がなかった内陸部で1,845棟の家屋が全半壊の被害を受けています。

2 耐震化の目標等

①耐震化の現状

住 宅（令和5年度）

総数5,740戸のうち4,680戸が耐震性有りと推計されています。

公共建築物

全て耐震化しました。

②耐震化の目標(令和12年度)

住 宅

耐震化率を85%とすることを目標とします。

③耐震診断・耐震改修の目標

住 宅

令和12年度までに、5戸以上実施されることを目標とします。

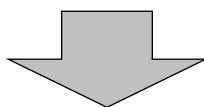
(1) 住宅

○令和5年度時点で、住宅総数 5,740 戸のうち 4,680 戸が耐震性有りと推計されています。

| 用途等 | 令和5年度 | | | | |
|-----|---------|-----------------|------------|----------------------|-----------|
| | 総数 A | 旧耐震基準による 建築物 | | 新耐震基準による 建築物 D | 耐震化率 E |
| | | B | 耐震性有り C | | |
| 住宅 | 5,740 | 1,490 | 420 | 4,260 | 81% |

※住宅・土地統計調査の数値から算出したもの。

統計数値は、一の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。



| 用途等 | 令和12年度(目標) | | | | |
|-----|------------|-----------------|------------|----------------------|-----------|
| | 総数 F | 旧耐震基準による 建築物 | | 新耐震基準による 建築物 I | 耐震化率 K |
| | | G | 耐震性有り H | | |
| 住宅 | 6,980 | 1,450 | 430 | 5,530 | 85% |

※耐震化率： $E = (C+D) / A$ 、 $K = (H+I) / F$

(2) 公共建築物

○令和7年度末現在、町有施設の耐震化の状況は下表のとおりとなっています。

| 用途等 | 令和7年度(現状) | | | | |
|------------|-----------|-----------------|-------|-----------------|------|
| | 棟数 | 旧耐震基準による 建築物 | | 新耐震基準による 建築物 | 耐震化率 |
| | | | 耐震性有り | | |
| 学校 | 7 | 3 | 3 | 4 | 100% |
| 体育館 | 13 | 10 | 10 | 3 | 100% |
| 診療所 | 1 | 0 | 0 | 1 | 100% |
| 集会場 | 8 | 2 | 2 | 6 | 100% |
| 公営住宅 | 5 | 0 | 0 | 5 | 100% |
| 事務所 | 2 | 0 | 0 | 2 | 100% |
| 幼稚園・認定こども園 | 2 | 0 | 0 | 2 | 100% |
| 図書館 | 1 | 0 | 0 | 1 | 100% |
| 庁舎 | 1 | 0 | 0 | 1 | 100% |
| 計 | 40 | 15 | 15 | 25 | 100% |

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 役割分担の考え方

①住宅・建築物の所有者の役割

- ・住宅・建築物の耐震化促進のためには、住宅・建築物の所有者が防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者が住宅の耐震化に取り組む必要があります。

②町の役割

- ・住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい支援制度や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。
- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、所有者等への普及・啓発を行います。

③建築関係団体等の役割

- ・建築の専門的知識を有している者であり、住宅・建築物の所有者等に接する機会も多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する所有者等がいた場合は、町と連携し耐震改修の促進を図ります。

(2) 金ヶ崎町の施策の推進方針

- ・金ヶ崎町では、宮城県沖地震等により、震度5弱以上の強い揺れの発生が想定されることを踏まえ、上記の役割分担に留意して、以下の2つの基本方針で施策を推進します。

【方針1】

民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための支援

- ・住民にとって生活の基本となる木造住宅の耐震化を進めるため、地震時の倒壊等による被害を未然に防ぎ、安心して暮らせる住環境を確保することを目的に、耐震化に関する支援を行います。

【方針2】

耐震対策推進に向けた関係団体等との連携による所有者等への普及・啓発

- ・関係団体等とも協力した体制を構築し、関係者一丸となって普及・啓発を行います。
- ・住民に対して、地域の防災性、耐震対策の重要性、必要な対策などの情報提供を図ります。

2 金ケ崎町が取り組む具体的施策の方向

【方針1】から【方針2】に基づき、次のような施策に取り組みます。

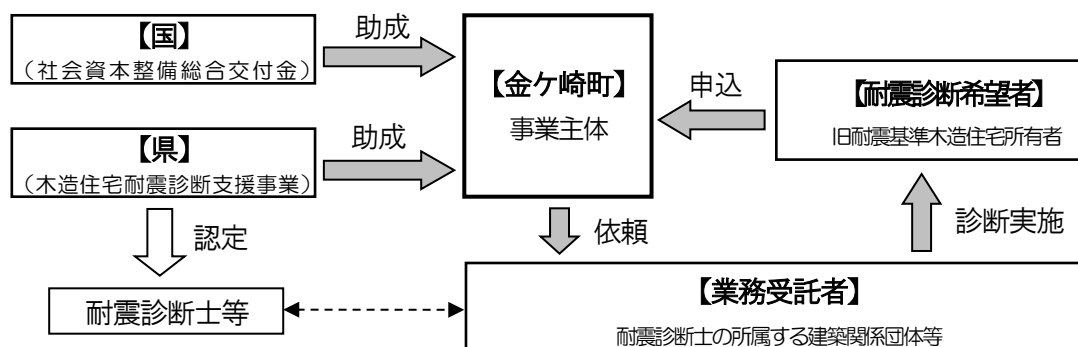
【方針1】

(1) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための支援

①木造住宅耐震診断士派遣事業

・町が事業主体となり旧耐震基準による木造住宅を対象に耐震診断士を派遣し耐震診断を行う場合に要する経費の一部を町が助成します。

<イメージ>

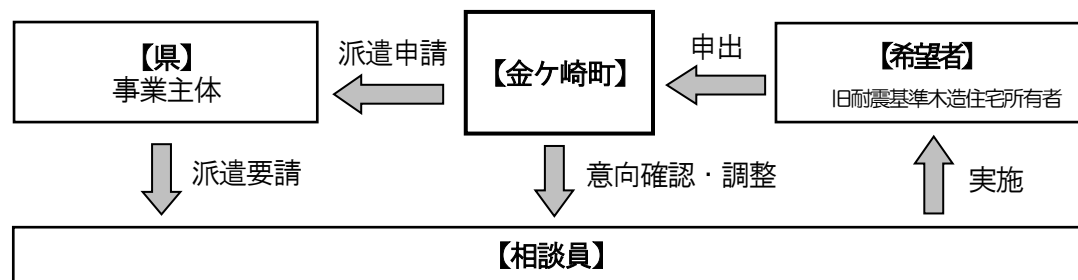


・住宅の耐震化率の目標達成のためには、建替えや移転の促進を図るとともに、耐震改修事業の周知を行っていく必要があります。そのためには、住宅の耐震性の状況を所有者に理解していただくことが重要であり、所有者が耐震診断を行いやすい環境を維持するため、引き続き木造住宅耐震診断の支援を促進します。

②岩手県木造住宅耐震相談支援事業

・県では、耐震診断を受けた住宅の所有者に対し、耐震改修を実施するために必要となる適切な情報提供を目的として、専門知識を持つ相談員を派遣する事業を実施しています。

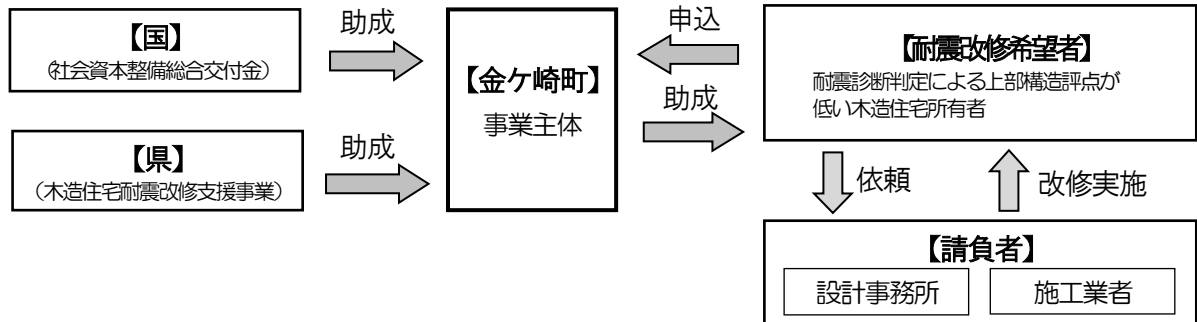
<イメージ>



③木造住宅耐震改修工事助成事業

・町が事業主体となり、耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象とした耐震設計や耐震改修工事への補助を行う場合に要する経費の一部を町が助成します。

<イメージ>

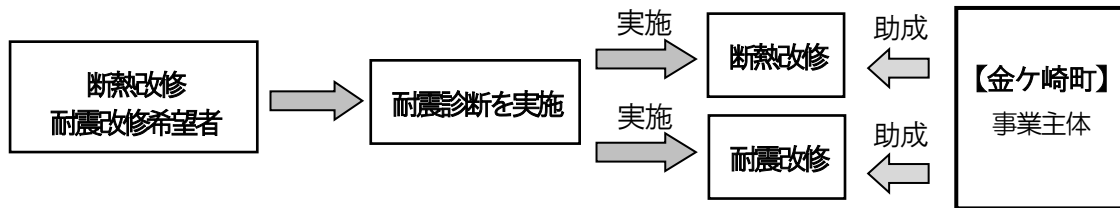


・住宅の耐震化率の目標達成のためには、耐震改修事業の周知を行い、耐震化の重要性を認識していただく必要があることから、引き続き木造住宅耐震改修の支援を促進します。

④省エネ事業と併せた耐震改修の促進

・断熱改修等のリフォームを行う場合、併せて耐震改修を行うよう支援を促進いたします。

<イメージ>



【方針2】

(2) 耐震対策推進に向けた関係団体等との連携による所有者等への普及・啓発

①住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

- ・住宅耐震化の促進を図るため、金ケ崎町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを定め、住宅所有者への案内等により耐震化の促進に取り組みます。
- ・耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレット等を作成し、住民、所有者及び利用者に効果的に普及・啓発をすすめます。
- ・空き家バンク担当課と連携し、購入希望者への案内等により耐震化の促進に取り組みます。
- ・住民自らが地域の危険要素を自覚できるよう、地震による県全域の危険性の程度等を県や国の調査を基にして記載した地図(地震防災マップ)について、住民へ周知を図ります。
- ・地域で実施している防災訓練等での情報提供を行います。

②住民に向けた耐震診断・耐震改修のメリットの周知

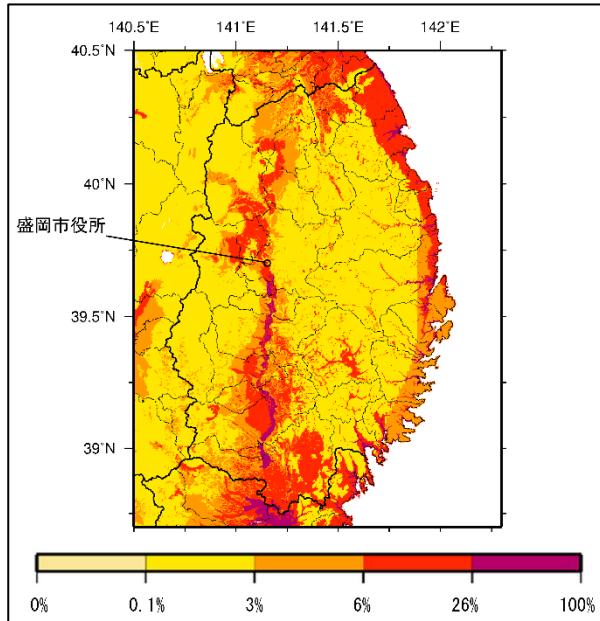
- ・耐震改修を行った場合の税制特例等についてHP等を活用し住民に周知します。
- ・耐震診断結果報告時に、資料の配布・説明等により耐震改修を促進します。
- ・リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供を行います。
- ・宅地建物取引に係る重要事項の説明事項に耐震診断の有無が加えられたことについて住民に周知します。

◎凡例・用語

| 金ヶ崎町耐震改修促進計画（以下、「計画」という。）における表記 | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 耐 震 改 修 促 進 法 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号) |
| 耐 震 診 断 | 地震に対する安全性を評価すること |
| 耐 震 改 修 | 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること |
| 所 管 行 政 庁 | 建築主事を置く市町村については当該市町村長、その他の市町村については知事。(盛岡市については盛岡市長、その他の市町村については知事。ただし、花巻市、北上市、奥州市、一関市、宮古市及び釜石市の各管内にある建築基準法第6条第1項第二号(一部除く)及び三号に掲げる建築物については各市長。) |
| 多数の者が使用する建築物 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第6条第2項に規定する規模以上の建築物 |
| 旧 耐 震 基 準 | 昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準 |
| 新 耐 震 基 準 | 昭和56年6月1日以後に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準 |
| 既 存 不 適 格 建築物 | 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物 |
| 特定既存耐震不適格建築物 | 多数の者が利用する建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物である物を除く。) |
| 要緊急安全確認大規模建築物 | 耐震改修促進法附則第3条に規定する建築物 |
| 要安全確認計画記載建築物 | 耐震改修促進法第5条第3項第1号または第2号の規定により耐震診断の結果の報告の期限に関する事項などが計画に記載された建築物 |
| 耐震診断義務付け対象建築物 | 緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物 |

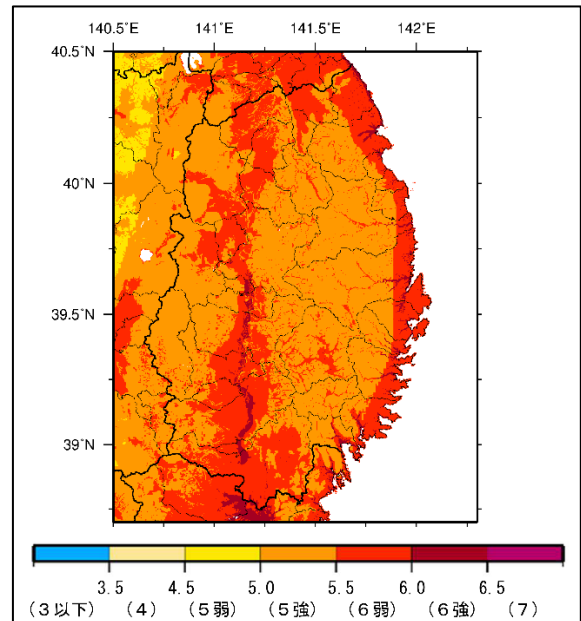
◎地域防災に関する地図

今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率



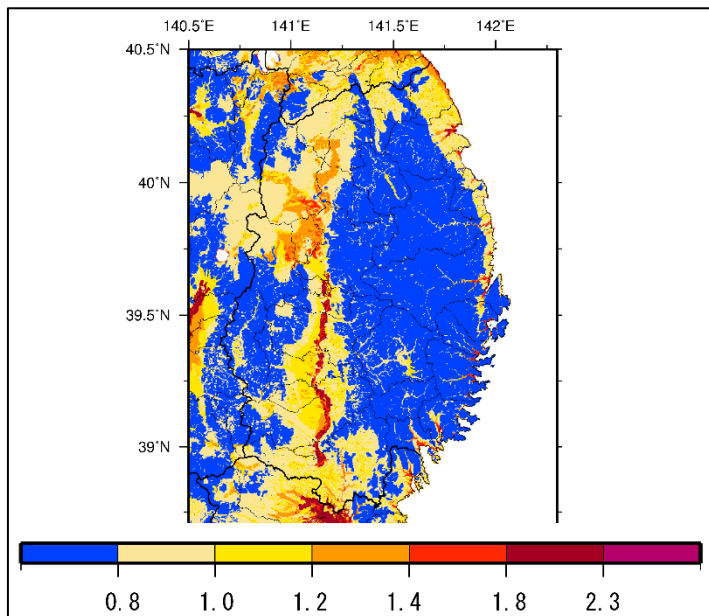
「確率論的地震動予測地図（岩手県）」
 (令和6年7月19日 内閣府(防災担当))

今後 30 年間にその値以上の揺れに見舞われる
 確率が 3%となる計測震度



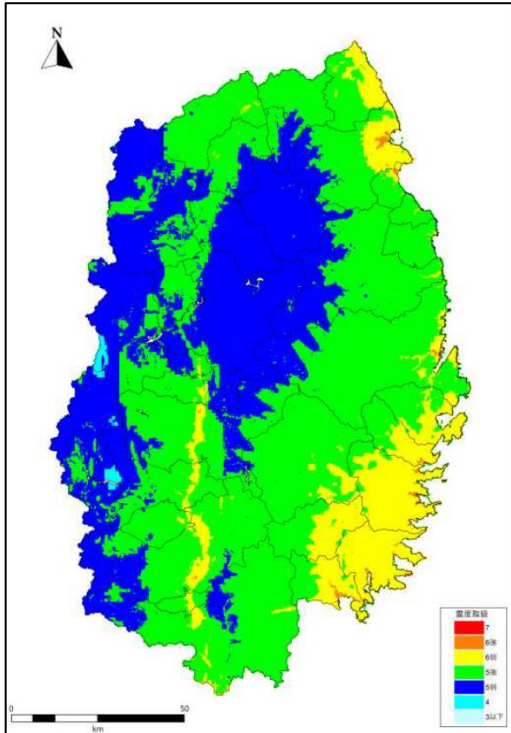
「確率論的地震動予測地図（岩手県）」
 (令和6年7月19日 内閣府(防災担当))

表層地盤増幅率(地盤の揺れやすさ)



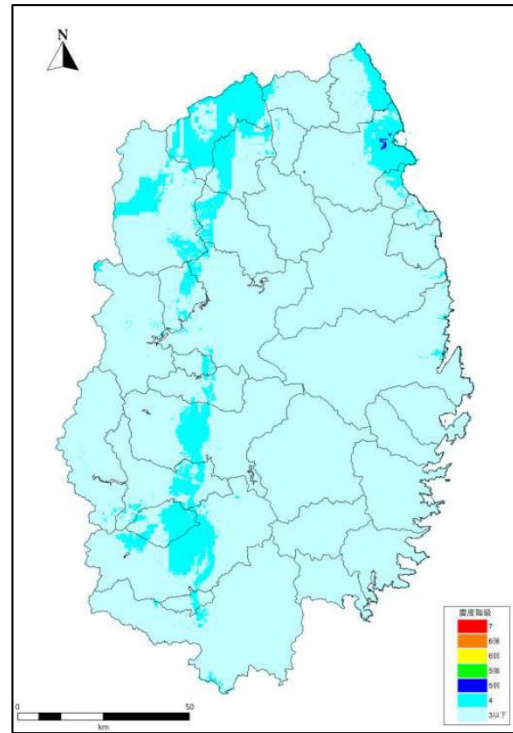
「確率論的地震動予測地図（岩手県）」
 (令和6年7月19日 内閣府(防災担当))

「日本海溝（三陸・日高沖）モデル」の最大となる地表震度分布図



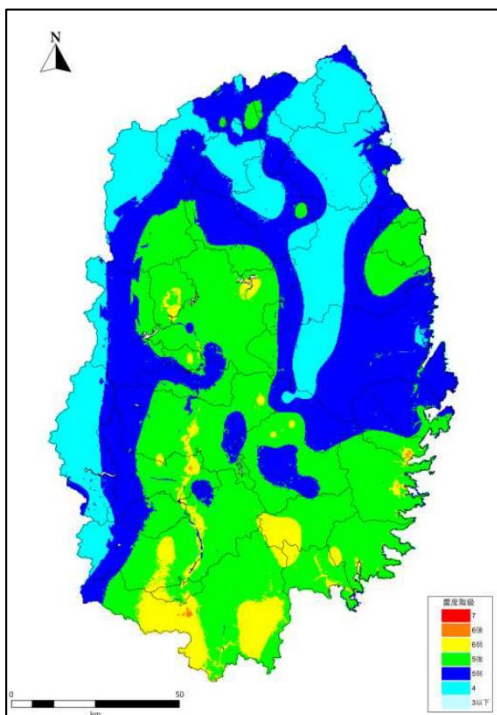
「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」
(令和4年9月 岩手県)

「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」の最大となる地表震度分布図



「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」
(令和4年9月 岩手県)

「東北地方太平洋沖地震」の最大となる地表震度分布図



「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」
(令和4年9月 岩手県)

お問い合わせ先 **金ヶ崎町役場 都市建設課 建築住宅係**

〒029-4592 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地 1

TEL : 0197-42-2111

FAX : 0197-42-4530

URL : <http://www.town.kanegasaki.iwate.jp/>